

2021年1月22日

民間金融機関による実質無利子融資制度 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資上限額の引き上げについて

このたびは、新型コロナウイルスの感染症拡大により影響を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。株式会社 筑邦銀行（頭取 佐藤 清一郎）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所のお客さまをご支援するため、各自治体および福岡県信用保証協会と連携し、民間金融機関による実質無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」を取り扱っております。

これまで「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額は4,000万円となっていましたが、2021年1月22日（金）受付分より融資限度額が6,000万円へ引き上げられましたので下記の通りお知らせいたします。

記

■新型コロナウイルス感染症対応資金の制度概要

制度名称	民間金融機関による実質無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」	
対象となるお客様	次のいずれかに該当する福岡県内の法人または個人事業主 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた事業者 (売上高 ▲20%以上) ② セーフティネット保証5号の認定を受けた事業者 (売上高 ▲5%以上) ③ 危機関連保証の認定を受けた事業者 (売上高 ▲15%以上)	
資金使途	運転資金・設備資金	
ご融資限度額	6,000万円 (2021年1月22日受付分より取扱開始)	
ご融資利率	①・③に該当 1.30% (当初3年間は利子補給により実質0%) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者 1.30% (当初3年間は利子補給により実質0%) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者以外 1.30% ※本制度お借入れ後、金融機関あてに借入利子を支払っていただきますが、後日利子補給を受けていただきます。これにより当初3年間は実質無利子となります。詳しくは筑邦銀行本支店窓口にご確認ください。	
資金使途	①・③に該当 0.0% (国が全額負担) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者 0.0% (国が全額負担) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者以外 0.425% (経営者保証免除の場合は0.525%)	
融資期間	10年以内 (据置期間5年以内)	
保証人	法人は原則代表者のみ・個人は不要	
取扱期限	2021年3月31日まで (保証申込分まで) ※融資実行は2021年5月31日まで	
取扱自治体	福岡県・福岡市	

※ お借入を希望される場合は、別途申込書類のご提出や審査、ご契約等の手続きが必要となります。

※ 当行および福岡県信用保証協会にて所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本融資制度での借換は原則できません。また、業種や企業規模によって利用できない場合がございます。

※ 詳しくは、筑邦銀行本支店窓口にお尋ねください。

以上

「本件に関するお問い合わせ先」
筑邦銀行 営業推進グループ
TEL 0942-32-5536